

タンカーの復原性計算機に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編, N 編及び S 編
海洋汚染防止のための構造及び設備規則
鋼船規則検査要領 B 編, N 編及び S 編
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

タンカーの復原性計算機に関する事項

改正理由

MARPOL 条約附属書 I, IBC コード及び IGC コードにおいて, 油タンカー, 危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船は, いかなる積付状態においても損傷時復原性要件に適合することが要求されているが, これらの船舶においては様々な積付状態があり, 承認された積付状態を掲載する復原性資料においてすべての積付状態に対応することは困難であった。このため, IMO において, すべての積付状態に対して損傷時復原性要件への適合を検証するため, 復原性計算機の搭載の義務化について検討を行ってきた。

その結果, IMO 第 66 回海洋環境保護委員会 (2014 年 4 月開催) 及び第 93 回海上安全委員会 (2014 年 5 月開催) において, 油タンカー, 危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船に対して復原性計算機の搭載を義務化する MARPOL 条約改正, IBC コード改正及び IGC コード改正が行われ, それぞれ IMO 決議 MEPC.248(66), MEPC.250(66), MSC.369(93)及び MSC.370(93)として採択された。

今般, 決議 MEPC.248(66), MEPC.250(66), MSC.369(93)及び MSC.370(93)に基づき, 関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 油タンカー, 危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船には復原性計算機を備える旨規定するとともに, 当該装置の免除に関する要件を規定した。
- (2) 復原性計算機に関する検査として, 定期的検査において計算機能の確認を行う旨規定した。
- (3) 2016 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあった油タンカー及び危険化学品ばら積船並びに 2016 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった液化ガスばら積船に対し, 前(1)の復原性計算機が備わっていることをそれぞれ 2016 年 1 月 1 日及び 2016 年 7 月 1 日以降の最初の定期検査の時期までに検査により確認を受ける旨規定した。